

# 学校法人関東学院監事監査規程

(平成19年10月25日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、監事が行う学校法人関東学院(以下「本法人」という。)の業務及び財産の状況の監査について定める。

(職務)

第2条 監事は、私立学校法及び本法人寄附行為に定める職務を行う。

2 監事は、本法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2カ月以内に理事会及び評議員会に提出するものとする。

(業務監査)

第3条 監事は、本法人の業務が法令、寄附行為等を遵守し、適正に執行されているかどうかを検証する。

(会計監査)

第4条 監事は、会計業務が学校法人会計基準及び本法人経理規程に準拠して執行されているかどうかを検証する。

2 監事は、財産の状況についての監査を効率的に行うため、独立監査人と協同してこれを行うものとする。

(監事相互間の連携)

第5条 監事は、監事相互間で密接な連携を保ち、情報交換を行い、効率的な監査を実施するように努めなければならない。

(内部監査と連携)

第6条 監事は、必要に応じて、内部監査の監査内容及び本法人業務の改善について内部監査室と連携を図る。

(意見の提出)

第7条 監事は、監査の結果に基づき、第2条に定めることのほか必要ある場合は、理事長に意見を提出することができる。

(その他)

第8条 この規程に定めることのほか監査の実施に必要な事項は、理事会の議により理事長が定める。

(事務局)

第9条 この規程に関する事務の所管は、法人事務局総務課とする。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附 則

この規程は、平成19年10月25日から施行する。